△

○

ホ　予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応して行うもの

法第二条第十二項第三号の予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応して行うものとは、外国為替相場若しくは輸出若しくは輸入に直接伴ってする取引に係る条件の著しい変動又は国内外の金融秩序の混乱その他の国際的な事業環境の変化（①及び②において「事業環境変化」という。）のうち①又は②に掲げるいずれかの要件を満たすもの（以下「予見し難い国際経済事情の急激な変化」という。）に対応して行うものであって、③及び④のいずれにも該当するものをいうものとする。

①　事業環境変化が生じたことにより、認定を受けようとする事業者の認定の申請を行う事業年度の前事業年度の売上高が、当該変化が生じた事業年度の前事業年度の売上高に比して、五パーセント以上減少していること。

②　事業環境変化が生じたことにより、認定を受けようとする事業者の認定の申請を行う事業年度の前事業年度の売上高営業利益率が、当該変化が生じた事業年度の前事業年度の売上高営業利益率に比して、二十パーセント以上減少していること。

③　次に掲げるいずれかの取組類型に該当する取組であって、国内における特定生産性向上設備等の導入に伴い実施されるものであること。

⑴　新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供を行うものであって、計画終了年度において、当該新商品又は当該新たな役務の売上高の合計額が全ての事業の売上高の一パーセント以上となることが見込まれるものであること。

⑵　商品の新たな生産の方式の導入又は設備の能率の向上を行うものであって、計画終了年度において、当該商品に係る一単位当たり製造原価を基準年度における当該製造原価より五パーセント以上低減させることが見込まれるものであること又はその事業適応に係る事業分野の特性に応じて、当該商品に係る売上原価の額をその売上高の額で除した値を基準年度における当該値より五パーセント以上低減させることが見込まれるものであること。

⑶　商品の新たな販売の方式の導入又は役務の新たな提供の方式の導入を行うものであって、計画終了年度において、当該商品若しくは役務の提供に係る一単位当たり販売費の額を基準年度における当該販売費の額より五パーセント以上低減させることが見込まれるものであること又はその事業適応に係る事業分野の特性に応じて、当該商品若しくは役務の提供に係る販売費及び一般管理費若しくは当該商品若しくは役務の提供に係る売上原価の額をその売上高の額で除した値を基準年度における当該値より五パーセント以上低減させることが見込まれるものであること。

④　予見し難い国際経済事情の急激な変化を踏まえて事業者の行う③の取組が、事業者の持続的な生産性の向上又は新需要の開拓に寄与すると認められるものであること。

3　事業適応のための措置を行うのに必要な資金の調達の円滑化に関して株式会社日本政策金融公庫及び指定金融機関が果たすべき役割に関する事項

一　事業適応に係る金融支援制度の趣旨・目的

当該制度は、産業構造又は国際的な競争条件の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して事業者が戦略的な事業適応を行う際、民間金融機関だけでは十分な資金供給を行うことが困難である資金供給を支援するためのものであり、認定事業適応事業者に対し、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）から指定金融機関（法第二十一条の二十六第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。以下同じ。）を通じて資金を供給することにより、このような資金供給の制約を軽減し、認定事業適応事業者の資金調達の円滑化を図るものである。

○

（新設）

3　事業適応のための措置を行うのに必要な資金の調達の円滑化に関して株式会社日本政策金融公庫及び指定金融機関が果たすべき役割に関する事項

一　事業適応に係る金融支援制度の趣旨・目的

当該制度は、産業構造又は国際的な競争条件の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して事業者が戦略的な事業適応を行う際、民間金融機関だけでは十分な資金供給を行うことが困難である資金供給を支援するためのものであり、認定事業適応事業者に対し、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）から指定金融機関（法第二十一条の二十六第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。以下同じ。）を通じて資金を供給することにより、このような資金供給の制約を軽減し、認定事業適応事業者の資金調達の円滑化を図るものである。